	名称	清久工業団地地区地区計画			
	位置	久喜市所久喜及び清久町各地内			
	面積	約 106.1 ha			
	地区計画の目標	本地区は、既存の清久工業団地とその北側の新市街地であり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジ及び東北自動車道の久喜インターチェンジに近接するという交通の利便性を生かしつつ、土地区画整理事業の事業効果の維持と増進を図るとともに、産業拠点にふさわしい工業団地の形成、周辺の農地・既存集落等と調和する田園産業都市の形成、既存工業団地の環境保全を図ることを目標とする。			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区を3地区に区分し、各地区の特性に応じた健全で合理的な土地利用を図るために、それぞれの方針を次のように定める。 (1) A地区(工業専用地区)良好な工業環境の維持・保全を図る。 (2) B地区(工業地区)工業施設の利便を増進するとともに、周辺の農地・既存集落との調和が図られた工業市街地を形成する。 (3) C地区(住宅地区)周辺の農地・既存集落との調和が図られた良好な居住環境を形成する。			
	地区施設の整備の方針	A地区において、整備済みの施設及び地区施設に定める高木植栽帯について、その機能の維持・保全を図る。B地区及びC地区において、土地区画整理事業により整備する区画道路や公園等の施設を地区施設に定め、その機能の維持・保全を図る。また、B地区において、周辺の農地・既存集落に配慮した田園産業都市にふさわしい緑豊かで良好な市街地環境を形成するために、新たに工業団地の外周となる部分またはC地区との境界部分に屋敷林をイメージした高木植栽帯(地盤面は面する道路との境界部における道路の高さ以上を原則とする。)を配置し、併せて緑道を配置する。 なお、地区施設で定めた高木植栽帯の部分については、成木時で4m以上となる常緑高木等を10㎡に1本以上植栽し、維持・保全を図る。(ただし、車両等の出入口については、この限りでない。)			
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針で示した市街地を形成するために、建築物等の用途の制限、 建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率(都市緑地法第 34 条第2項に規定する緑化率)の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定め る。			
	その他当該地区の整備、 開発及び保全に関する 方針	緑豊かでうるおいのある市街地景観の形成及び環境負荷の低減を図るために、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、建築物の屋上緑化、壁面緑化等に努める。			

				T			
	地区			名 称		幅員	延 長
				市道久喜 1470 号線		16. 0m	約 510m
				市道久喜 1028 号線		15.0m	約 960m
				市道久喜 1111 号線		14. 0m	約 160m
				市道久喜 1471 号線		12. 5m	約 540m
			道路	市道久喜 1274 号線		9.0m	約 70m
				市道久喜 1472 号線		6. 0m	約 170m
				市道久喜 1473 号線		6.0m	約 200m
				市道久喜 225 号線		3.0m (6.0m)	約 1110m
				市道久喜 1084 号線		3.0m (6.0m)	約 230m
地				()は、地区計画区域外を含む全幅員			
			公園	名称	幅員	延長	面積
区	施設						
整	の		五風	小河原井公園	_	_	約 5, 500 m²
正	配	公園		北中曽根公園	_	_	約 900 ㎡
備	置				10m	約 1,730m	約 17, 500 ㎡
	及 び		緑道	清久町1~3号緑道			
計	規		MXE	旧八八 1 0 7 顺足			
画	模	緑 地					
				清久町4号緑地	_	_	約 2,000 m²
				清久町5号緑地	_	_	約 500 m²
				清久町6号緑地 清久町7号緑地	_	_	約 1,300 ㎡ 約 300 ㎡
	=			何 <u>久</u> 町 7 万秋地			ポケ 500 III
			高木植栽帯	幅員 10m 延長	約 1, 470m		
		その			約 550m		
		他の			約 570m		
		公共					
		空地	調整池		約 15,000 ㎡		
			 明	2号調整池 面積	約 4,900 m²		

			区分の	A地区 「工業東田地区」	B地区 「工業地区)	C地区 「住宅地区」
		地区の	名称	[工業専用地区] (工業専用地域)	[工業地区] (工業地域)	(工業地域)
		区分	区分の 面積	約 66.7 ha	約 38.6 ha	約 0.8 ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等金の制限		 次に掲げるない。 集物 、 1 を 2 を 2 を 3 を 4 を 4 を 5 を 4 を 5 を 5 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	建 ・ 大いて ・ 大いて ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ でこを住 ・ 一 ・ 体のの ・ はる ・ 等い、にも宿 ・ とも ・ でこを住 ・ 一 ・ でのの ・ でいて ・ でいて ・ でいて ・ でこを ・ でこを ・ でいた ・ でこを ・ でいた ・ でいがに ・ でいがに ・ でいがに ・ でいがに ・ でいが ・ でいが ・ でいが ・ でいが ・ でいが	大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は

			3, 000 m²		150 m²	
			ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次の各号の一に該当する場			
		建築物の敷地面 積の最低限度	合は、この限りでない。 ①土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの ②B地区において物品販売業を営む店舗又は飲食店で床面積の合計が200㎡以下のもの ③市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの			
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制制	記した。 「はの掲する及ので、れの及で上い。ので、の満建部にこ、代長下でいいので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	建築物では置る。 建築の外の次。 主葉の外の次。 についります。 主要のでは置る。 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 ではでは、 では、	建築物の外壁又はこれに	

	建築物等に関する事	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは、31 m以下でなければなら ない。	建築物等の高さは、25 m以下でなければならない。 ただし、次の各号の一に該当する場合は、次のとおり建築物等の高さをそれぞれ定める。 ① 緑道及び1号公園をが10m以上20m未満の範囲は、15m以下でなければならない。 ② 緑道及び1号公園距離が20m以上30m未満の範囲は、20m以上30m未満の範囲は、20m以上30m未満の範囲は、20m以上30m未満の範囲は、20m以上30mよ	建築物等の高さは、12m以下でなければならない。
地区整備計画		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	1 建築物等の外観(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。)の色彩は、刺激的な色彩や装飾(光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。)を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とする。ただし、各立面(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。)の面積の3分の1を超えない部分についてはこの限りではない。 (1)7.5Rから7.5Yまでの場合は、彩度6以下(2)7.5Yから7.5Yまでの場合は、彩度6以下(2)7.5Yから7.5GYまで(ただし、7.5Yを含まない。)の場合は、彩度4以下(3)7.5GYから7.5RPまで(ただし、7.5GY及び7.5RPを含まない。)の場合は、彩度4以下(4)7.5RPから7.5Rまで(ただし、7.5Rを含まない。)の場合は、彩度4以下2戸外から望見される高架水槽及び工作物は、周辺の眺望・景観と調和するよう、位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとする。3表示又は掲出することができる屋外広告物(埼玉県屋外広告物条例第7条第1項に規定するものを除く。)は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するよう、位置、大きさ、設置方法、色彩、装飾等に配慮したものとする。		
	項	建築物の緑化 率の最低限度	_	20%	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくは、高さ2.3 m以下の透視可能なフェンスとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 ①車両等の出入り口部分 ②市長がやむを得ないと認めたもの	道路、緑道及び公園に 面する側のかき又はさく は、路面中心線及び公園 地盤面からさ2m以の きるではない があるフェン公園に ではなりでない。 では、 は、 の限りでない。	道路に面する側のかき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。ただし、公共用地のごみ集積所については除く。①生垣②高さ1.5m以下のネットフェンス等の透視可能なさく又は高さ1.2m以下ブロック造等の塀で、道路側に幅0.6m以上の植栽帯を設け植栽を施したもの③門柱、門扉で道路境界から0.6m以上後退したもの



